

令和4年10月 定例総会議事録

日 時 令和4年10月28日(金) 午前9時30分～午後12時00分

場 所 中央公民館

農業委員

会長	春 口 隼 人	会長代理	東 原 安 雄	3	棚 橋 道 夫	4	吉 村 昭 生
5	小 畠 利 春	6	上 仮 屋 博	7	大 山 竹 子	8	高 田 春 男
9	河 野 雄 二	10	田 原 尚 紀	11	種 子 田 勝	12	瀬 戸 山 博 好
13	谷 之 木 信 弘	14	大 部 実 男	15	下 沖 秀 人	16	倉 菌 嘉 枝 子
17	石 川 文 男	18	松 田 ま り 子	19	長 瀬 茂 弘		

欠席 棚橋 道夫、石川 文男

農地利用最適化推進委員

20	井 上 亘	21	上原 都由子	22	新 田 敏 文	23	高 岩 昭 市
24	池 井 周 造	25	中 山 敏 章	26	前 田 次 雄	27	丸 尾 義 盛
28	池 田 幸 一	29	内 一 幸	30	井 口 紀 男	31	山 下 市 郎
32	大 山 則 夫	33	井 野 実	34	大 久 津 和 幸	35	栗 水 流 峯 一
36	谷 口 和 巳	37	福 本 正 三	38	四 位 正 生		

欠席 全員

事務局

事務局長	藤 崎 浩 一	主 幹	橋 口 覚	主 幹	西 原 学	主 査	竹 内 秀 次
主 査	宮 永 昌 和	主 事 補	嶺 石 将 伍				

欠席 宮永 昌和

議 題

- 報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第31号 農用地利用集積計画の変更について
- 報告第32号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定について

- 議案第96号 農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可について
- 議案第97号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第98号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(使用貸借)
- 議案第99号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(貸貸借)
- 議案第100号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(所有権)
- 議案第101号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(農地中間管理事業)
- 議案第102号 農地法第4条の規定による許可申請書進達について
- 議案第103号 農地法第5条の規定による使用貸借権の権利の設定許可申請書進達について
- 議案第104号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について

事務局 おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 本日の定例総会は農業委員 17 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに 10 月の行事実績と 11 月の行事予定を報告します。

(10 月の行事実績と 11 月の行事予定)

開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 おはようございます。風邪をひきやすい季節になってまいりました。みなさん、健康管理には十分気を付けていただきたいと思います。それでは令和 4 年 10 月期の小林市農業委員会定例総会を開会します。よろしく申し上げます。

事務局 次に春口会長がご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 本日は報告が第 30 号から第 32 号までの 250 件、議案が第 96 号から第 104 号までの 50 件、合計 300 件でございます。それでは農業委員会規則第 6 条の規定により春口会長に議長をお願いします。

議長 議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。
議事に入る前に今月の議事録署名を 13 番谷之木委員と 16 番倉菌委員にお願いいたします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。

(報告第 30 号～報告第 32 号朗読)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無いようですので議事に入ります。

議案第 96 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 96 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可について下記のとおり農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可申請があったから許可するものとする。

（議案第 96 号 1 番朗読）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

（8 番挙手）

議長 はい、8 番。

8 番 今月の農地法 3 条・基盤法の事前審査を第 3 小委員会に付託されましたので 10 月 19 日に審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告をします。
議案第 96 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可について報告をします。
1 番、親子です。農業者年金受給の為の再設定で、期間は 10 年間です。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。
議案第 96 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可申請を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 97 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 97 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可する
ものとする。

(議案第 97 号 1 番朗読、他 2 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 97 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について報告をします。
1 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 34,868 円。
2 番、叔母から贈与を受けるものです。
審査の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(4 番挙手)

議長 はい、4 番。

4 番 今月の野尻町区分の事前審査を第 1 小委員会に付託されましたので 10 月 21 日に審
査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告します。
3 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 120,555 円。
審査の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 97 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請を許可することに賛成の
方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定します。
続きまして議案第 98 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定に
ついてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 98 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 98 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 98 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）について報告をします。

1 番、期間は 10 年間です。

審査の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 98 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

続きまして議案第 99 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 99 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積

計画（賃貸借）を作成したので計画通り決定する。

（議案第 99 号 1 番朗読）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

（8 番挙手）

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 99 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）について報告します。

1 番、再設定で期間は 6 年間、10a あたり 7,849 円。

審査の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。

報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。

議案第 99 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので決定をします。

続きまして議案第 100 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 100 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）を作成したので計画通り決定する。

（議案第 100 号 1 番朗読、他 9 件省略）

議長 ありがとうございます。6 番が〇〇委員の案件ですので、退席をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 100 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）の 6 番について報告をします。
申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 250,000 円。
審査の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 100 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画（所有権）の 6 番に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

(〇〇委員入室)

議長 〇〇委員、計画通りに決定しました。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 それでは、6 番以外の審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 100 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）の 6 番以外について報告をします。
あっせん委員についてはお目通しをお願いします。
1 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 473,261 円。

2番から4番の受手は同じ方で、3件とも隣接地を購入し規模拡大を図るものです。
2番と3番は10aあたり200,000円。
4番、10aあたり150,000円。
5番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり150,000円。
7番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10aあたり150,000円。
8番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり328,138円。
9番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり400,000円。
審査の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。
報告を終わります。

(4番挙手)

議長 はい、4番。

4番 同じく議案第100号野尻町区分について報告をします。
あっせん委員についてはお目通しをお願いします。
10番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり261,233円。
審査の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第100号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画
(所有権)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第101号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定に
ついてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第101号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積
計画(農地中間管理事業)を作成したので計画通り決定する。

(議案第 101 号 1 番朗読、他 22 件省略)

議長 ありがとうございます。5 番が〇〇委員の案件ですので退席をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 それでは審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 101 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の 5 番について報告をします。

15 年間の使用貸借です。

審査の結果、小委員会としては農地中間管理事業の案件であることから、計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 101 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）5 番に賛成の方は挙手をお願いします。

議長 全員挙手ですので決定をします。

(〇〇委員入室)

議長 〇〇委員、計画通りに決定しました。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 それでは 5 番以外の審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 101 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）について報告をします。

賃貸借 1 件、使用貸借 16 件です。

審査の結果、小委員会としては農地中間管理事業の案件であることから、計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

(4 番挙手)

議長 はい、4 番。

4 番 同じく議案第 101 号野尻町区分について報告をします。

賃貸借 1 件、使用貸借 4 件、合計 5 件です。

審査の結果、小委員会としては農地中間管理事業の案件であることから、計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 101 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

続きまして議案第 102 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 102 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について

下記のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 102 号 1 番朗読、他 1 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 今月は第 2 小委員会に農地法 4・5 条の事前審査を付託されましたので 10 月 20 日に審査会を実施しました。4 条が 1 件、5 条が 6 件です。その結果を報告します。議案第 102 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について報告します。1 番、堤、平之上、三松保育園の道路反対側です。追認申請で倉庫を建築するものです。審査の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(4 番挙手)

議長 はい、4 番。

4 番 同じく議案第 102 号野尻町区分について報告をします。2 番、三ヶ野山、西原。転用の理由は物置・トイレです。無断で建築されていたので、追認申請です。審査の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。議案第 102 号農地法第 4 条の規定による許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。続きまして議案第 103 号農地法第 5 条の規定による使用貸借権の設定許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 103 号農地法第 5 条の規定による使用貸借権の権利の設定許可申請書進達について
下記のとおり農地法第 5 条の規定による使用貸借権の権利の設定許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 103 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(4 番挙手)

議長 はい、4 番。

4 番 議案第 103 号農地法第 5 条の規定による使用貸借権の設定許可申請書進達について報告をします。

1 番、三ヶ野山、湯ノ元。転用の理由は農業用施設です。雨水は土地改良区の排水溝に流すという同意をもらっているとの事でした。

審査の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 103 号農地法第 5 条の規定による使用貸借権の権利の設定許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

続きまして議案第 104 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 104 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について下記のとおり農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 104 号 1 番朗読、他 7 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 104 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について報告をします。

1 番、南西方、孝ノ子、出ノ山に行く豊味うどんの手前のカーブを左に行くとホテルがありますが、その隣で駐車場にするものです。ホテルを経営している人が後にキャンプ場を創設する計画があり、駐車場が必要となるために申請するものです。40 台分の駐車場を作るそうです。雨水は地下浸透と近くの側溝に流すそうです。

2 番、細野、新竹ブロックから城山団地に行く途中にありました。宅地分譲で 8 区画です。

3 番、北西方、北ノ原、一般住宅・重機駐車場です。アグリサポートに行く途中にありました。1 種農地ですが集落接続の規定により認められるだろうということでした。

4 番、真方、堅田原、宅地分譲で 3 区画分です。市営球場の道路反対側から下に入って行ったところでした。

5 番、真方、坂元、ここも宅地分譲で、第 1 種低層住居専用地域です。

6 番、真方、南小林原、秀峰高校の近くに日の出さくら団地がありますが、その近くです。ここに駐車場を作るという事です。

審査の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(4 番挙手)

議長 はい、4 番。

4 番 同じく議案第 104 号野尻町区分について報告をします。

7 番、転用の理由は資材置場です。東麓、大塚、国道沿いで問題なしと思われました。

8 番、資材置場・車両置場です。三ヶ野山、小坂下、これも国道沿いで問題なしと思われま

す。審査の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 1 番は転用の理由はキャンプ場なのに農業用施設用地へ用途変更申請中というのはどういうことなのか説明をお願いします。

事務局 ご指摘いただきありがとうございます。農業用施設用地への用途変更申請中となっているのですが、入力間違いでありまして農業振興地域整備計画除外申請が提出されているところです。

8 番 農振除外の申請が行われているということですか。

事務局 はい、そうです。

8 番 除外は決定になっているという事ですか。

事務局 決定ではなく、申請中です。

8 番 分かりました。では、これは間違いという事ですね。

事務局 はい、失礼しました。

議長 他にございませんか。

(12 番挙手)

議長 はい、12 番。

12 番 1・2・4 番の土地の価格を教えてください。

事務局 1 番は整地資金 100 万円の費用が申請されています。2 番は土地購入費が 680 万円と
なっていて、4 番が 320 万円になっています。

議長 よろしいでしょうか。

12 番 はい。

議長 他にございませんか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 104 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請に意見書を付して進達
することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
以上で本日の総会を終了します。
ありがとうございました。

閉議 午後 12 時 30 分

令和4年10月28日 定例総会

議事録署名

_____ ㊟

_____ ㊟